**宍粟市スポーツ協会規約**

（名　称）

第１条　この会は、宍粟市スポーツ協会（以下、「本会」という。）と称する。

（事務所）

第２条　本会の事務所を宍粟市役所内に置き事務処理及び連絡調整にあたる。

（目　的）

第３条　本会は、運動競技及び身体運動を振興して市民相互の親睦と心身の健全な発達を図り、明るく豊かなまちづくりの推進を目的とする。

（事　業）

第４条　本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

（１）社会体育に関する基本方針の策定

（２）加盟団体の強化支援と団体相互の連絡調整

（３）スポーツ指導者の育成

（４）社会体育に関する各種大会の主催又は協賛並びに後援

（５）スポーツ功労者並びに優秀選手の表彰

（６）スポーツの普及啓発

（７）その他本会の目的達成に必要な事業

（組織及び加盟・脱退）

第５条　本会は、本会の趣旨に賛同する市民及び本市における各種目別アマチュアスポーツを競技別に統括する団体及び生涯スポーツを振興する団体等をもって組織する。

２　本会に加盟しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

３　本会から脱退しようとするときは、その理由を付し、脱退届を提出し理事会の承認を得なければならない。

４　本会は、加盟団体が第３条の目的に反する行為を行ったとき、又は不適当と認めたときは、理事会の承認を得て脱退させることができる。

（会　議）

第６条　本会に次の会議を置く。

（１）常任理事会

（２）理事会（総会）

２　本会の目的を達するために、専門部会を置くことができる。

（常任理事会）

第７条　常任理事会は、会長、副会長、常任理事、会計、事務局長及び事務局次長をもって構成し、重要な会務並びに理事会から委任された事項について審議執行する。

（理事会）

第８条　理事会は、本会の最高議決機関とし、前条の役員及び理事をもって構成し、次の項目を審議する。

（１）会計予算及び決算

（２）事業計画及び事業報告

（３）役員の選出

（４）規約の改廃

（５）その他、必要と認めた事項

（会議の招集）

第９条　会議は全て会長が招集する。

（会議の議長）

第10条　常任理事会及び理事会の議長は会長がこれにあたる。

（会議の定足数）

第11条　会議は、役員現在数の２分の１以上の出席者と委任を持って成立する。

（会議の議決）

第12条　理事会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

（役　員）

第13条　本会に次の役員を置く。

（１）会長　１名　　（２）副会長　４名以内　　（３）常任理事　（加盟団体選出の理事より各１名）　　（４）理事　（加盟団体より若干名）　　（５）会計　１名　　（６）監事　２名

（７）事務局長　１名　　（８）事務局次長　１名　　（９）事務局員　若干名　　（１０）顧問　若干名

（役員の任務）

第14条　本会の役員の任務は、次のとおりとする。

（１）会長は、本会を代表し、会務を統括する。

（２）副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときにはその職務を代理する。

（３）常任理事は、常任理事会に出席し、議案を審議し、理事会に諮る。

（４）理事は、理事会に出席し、議案を審議する。

（５）会計は、本会の会計事務を処理する。

（６）監事は、本会の会計を監査し、その結果を理事会に報告する。

（７）事務局長は、本会の事務を統括する。

（８）事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときにはその職務を代行する。

（９）顧問は、会長の諮問に応じ、本会の会務に参与し、意見を具申することができる。

（役員の選出）

第15条　本会の役員選出は、次の各号によって行い、任期は２年とし、再選を妨げない。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（１）会長、副会長は、常任理事会において推挙し、理事会にて選任する。

（２）常任理事は、理事より選出する。

（３）理事は、加盟団体より選出する。

（４）会計及び監事は、常任理事会において推挙し、理事会にて選任する。

（５）事務局長、事務局次長及び事務局員は、常任理事会の承認を経て、会長が任命又は委嘱する。

（６）顧問は、必要に応じ常任理事会の承認を経て、会長が委嘱することができる。

（会　計）

第16条　本会の経費は、次のものをもって充てる。

（１）会費

（２）補助金

（３）委託金

（４）寄付金

（５）事業に伴う収入

（６）その他の収入

２　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終了する。

（補　則）

第17条　この規約に定めるほか、本会の運営に関し必要な事項は、その都度、会長が常任理事会に諮り決定する。

　　　附　則

　この規約は、平成１７年５月１９日より施行する。

この規約は、平成２１年５月２２日より施行する。

この規約は、平成２７年５月２０日より施行する。

12ページ

この規約は、平成２９年５月１５日より施行する。

この規約は、令和５年５月２４日より施行する。